

厚岸町議会 第1回定例会

令和4年3月8日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、大野議員、11番、中川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
- 委員長（佐藤議員） 議会運営委員会報告を申し上げます。
昨日、午後2時57分から、第3回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。
議員提案された、決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議の取扱いについて協議いたしました。
その結果、本会議において審議することとし、本委員会報告の後、審議を行うことに決定をいたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（堀議員） 日程第3、決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を議題といたします。
職員の朗読を行います。
- 決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。
上記議案を次のとおり提出する。
令和4年3月8日。
提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。
賛成者、厚岸町議会議員、大野利春。
同じく、室崎正之。

同じく、佐藤淳一。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、賢明な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは、両「共和国」との間での「友好協力相互支援協定」を批准した。そして、同24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始した。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性と、平和のうちに生存する権利を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

厚岸町は、ロシア軍による侵略を、国並びに北海道と共に最も強い言葉で非難し、ロシアに対して、即時の攻撃停止と部隊の撤収及び国際法の遵守を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月8日。

厚岸町議会。

参考、送付先、在日ロシア連邦大使館、在札幌ロシア連邦総領事館。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に、提案理由を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 内容につきましては、ただいま朗読していただきましたとおりでございます。

議員協議会などでの論議も交わされた中での提出であります。各議員の皆様のご賛同をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に、直ちに送付いたします。

●議長（堀議員） 日程第4、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 先に通告いたしておりました通告書に従って、質問をさせていただきます。

1、子育て家庭の家事支援についてであります。

（1）現在、母親が若かったり、産後鬱病になったりする家庭を、保健師や助産師らが訪問する養育支援訪問事業が各自治体で行われているが、中心は家事支援ではなく、助言や指導であります。制度新設の動きの背景には様々な要因がありますが、親の孤立など育児負担が改めて注目されています。厚岸町の実態・今後の取組について伺います。

2、厚岸町住宅新築支援助成金について伺います。

（1）令和3年4月施行の助成事業から1年が経過しようとしています。

ア、現状はどうか。

イ、見直しや課題は何か。

ウ、申請事務簡素化のため、厚岸町住宅新築資金貸付金利子助成金交付と厚岸町住宅新築支援助成事業の申請様式を統合すべきと思うがどうか。

以上であります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） おはようございます。

1番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の子育て家庭の家事支援について、「母親が若かったり、産後鬱病になったりする家庭を保健師らが訪問する養育支援訪問事業が各自治体で行われているが、制度新設の動きの背景には様々な要因があり、親の孤立など育児負担が改めて注目されている。厚岸町の実態・今後の取組について伺う」についてであります。当町における心身の疾病や育児不安を抱える家庭に対する家事・育児支援といたしましては、養育支援訪問事業の「家事・育児援助」としてヘルパーを派遣する事業を平成30年度から実施しております。

事業の対象となる方は、つわりなどの体調不良の妊婦のいる家庭、産後の子育てに不安がある家庭、養育環境が整っていない家庭など、18歳までのお子さんがいる家庭で、具体的な支援内容としては、乳児の授乳やおむつ交換、通院の同行などの育児支援、食事の準備や掃除、買い物などの家事支援を受けることができるものとなっております。

また、家事育児援助の実施に当たっては、保健師が対象となる家庭の自立や、子ども

の安全の確保、子育ての負担軽減を目指した支援計画を策定し、利用家庭やホームヘルパーとその計画を共有、評価しながら利用期間及び利用回数を設け、利用者負担額を無料として実施しております。

この制度の利用の実態は、産後の家事支援が8割から9割を占め、その他、多子世帯や養育環境が不安定な家庭などへの支援となっておりますが、養育環境が不安定であったり、周囲からの支援を受けられない環境にある家庭は増加傾向にあることから、保健師による養育支援訪問事業の「専門的相談支援」や産後ケア事業等と組み合わせながら、対象家庭の把握や関係機関との調整を行い、今後も効果的な事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目の厚岸町住宅新築支援助成金についてのうち、(1)、アの「現状はどうか」についてであります。令和4年2月28日現在において、今年度の住宅新築件数は13件で、その内3件が町内事業者となっており、住宅新築支援助成金の申請件数は3件、住宅新築資金貸付金利子助成金は2件の申請があり、それぞれ助成を行っております。

次に、イの「見直しや課題は何か」についてであります。令和4年度においても、令和3年度と同様の助成事業を行ってまいりますが、工事完成後の助成金請求期日が年度末までであり、工事期間が制限されてしまうため、制限を受けないような制度の見直しや、提出書類の簡略化の見直しが課題となっていることから、令和4年度に向けて、制度の見直しを検討中であります。

次に、ウの「申請事務簡素化のため、厚岸町住宅新築資金貸付金利子助成金交付と厚岸町住宅新築支援助成事業の申請様式を統合すべきと思うがどうか」についてであります。住宅新築支援助成金と住宅新築資金貸付金利子助成金の事業は、それぞれの要綱により、申請の受付を行っておりますが、提出書類が重複する場合は、提出を省略できることとしており、事務の簡素化を図っているところであります。今後については、申請様式の統合を含めた、申請事務のさらなる簡素化について検討してまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 子育て家庭の家事支援について、厚岸町も取り組んでいるということではありますが、国がやろうとしていることについてお話をさせていただきます。

厚生労働省において、家事負担が多い中に、母親に対するノイローゼや家事負担に対する子どもの養育自体が育児不安につながっていくという、要するに子どもの子育ての放棄が始まって、それだけではなく、虐待にもつながっていくということが一番懸念されているところであります。

そういった虐待をなくそうというのが根本の目的であると捉えて、厚生労働省が来年にわたっての法律改正をしようとしているわけですが、その点については、厚岸町の考え方、受け止め方はどのように受けとめておりますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 従来からも町長の答弁にもございましたとおり、家事支援の母親の子どもの養育、育児支援、虐待が懸念されるということも重々承知した中で、従来、平成30年度以降も取り組ませていただいておりますが、このたびの国のまた新たな法改正、それとその考え方につきましても、概要としては承知させていただいております。これらを見通しながら、法改正ですとか国の考え方によるものにも、従来からも町として行っていることもございますが、さらに充実した考えを、この国の考えを踏まえて対応していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 この法律改正によって一番懸念されている部分が、専門員の立場として、どういったケアができるかということが注目されています。その中で、産後のケアをするためのドゥーラの資格というのがあります。このドゥーラの資格については、もう日本でも始めております。そういった専門的な知識、専門的な資格を取った方がこのケアに当たるということになっています。それらについては、厚岸町としてその部分についても受け止めていますか、認知していますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

そのような国の取組、新たな専門員というようなところの認識はございますけれども、今現在といたしましては、厚岸町としてそのような専門的な相談につきましては、保健師のほうで対応させていただいておりますので、その考えをさらに充実しながら、保健師での対応ということで考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 保健師の資格を持っていることと、産後の後のケアの資格としての、保健師の資格だけでは不足していると。要するに学びの部分で専門的な知識を勉強してきていないということで、その専門知識を植え付けさせるためのドゥーラの試験という資格を取らせようという動きがあるわけです。

産後ドゥーラは養成講座を受講して、さらに試験、面談に合格した後、訪問研修による現場の経験を経て、産後ドゥーラの認定を受けて、認定を受けた者が広報や保険加入としての準備を行って、その後事業に転換していくという、ドゥーラの資格についてもそういう専門的な知識を持った人にやってもらうことが、今回の法律改正の上で適切であると厚生労働省が言っているわけです。

その部分については、厚岸町も研究、勉強していただいて、そのドゥーラの資格が本当に必要なのか、必要ではないのか、改めてその辺を周知するためにいま一度考えていただいて、必要であれば、必要でなければこういう話は出てこないのだけれども、必要

だということで、この資格の話も出てきています。ぜひ、その辺も検討していただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、竹田議員おっしゃるとおり、今国が考えていることにつきましては、十分な検討が必要かなとは認識しております。

その中で、今、現状の厚岸町の取組といたしましては、専門的な相談につきましては、保健師のほうがそれを受け、アドバイスをしというところがございまして、産後のケアにつきましては、町の保健師ではできない部分がございます。それは民間の助産院の部分で産後ケアの事業ということで、それを委託し、執り行っている現状でもございますので、今の現状と、これからどう課題があるのかというのを見極めながら、また研究は必要かなと考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくをお願いします。

続きまして、住宅支援の助成についてなのですが、資料をいただきました。そもそも、この住宅の新築助成金またはリフォームの助成についての考え方なのですが、町内業者を育成しようという中小企業基本条例に基づいた考えの中で、このような取組を厚岸町としてしていただいたと認識しております。また、厚岸町の家づくり協会からも厚岸町の町内の業者の育成という部分について、ぜひこういったことを実現してほしいという願い出があって、昨年度からの実施に至ったわけです。

その中で、この資料に基づいて質問させていただきますが、平成元年、町内の新築棟数が43件、その内、町内業者が37件、率にして86%もあったわけです。それが平成10年になって、総建築数が25件に対して、町内業者が12件と。ここで町内、町外が逆転してしまった率48%となっています。平成30年については、22件の新築棟数があったのですが、町内業者は4件、率にして18%。非常に厳しい状況になってきています。また、令和3年、昨年度については、新築棟数が13件あったにもかかわらず、町内業者は3件、率にして23%。平成元年から三十数年がたって、86%のシェア率が、昨年度については23%と。約4件に1件しか地元業者が仕事が取れない現状にあるわけです。

こういったことを鑑みて、町内業者に少しでも利点があればと、少しでも仕事が取ればということで、こういった補助金の制度が立ち上がったわけです。

前にもこの議会でお話しました。1件の新築に対して、例えば2,000万円、3,000万円という投資をするというのは、個人で投資をする額というのは、いろいろな買い物を一般的にしますけれども、投資額としては最大級の投資額だと思います。この個人で投資された金額に対しての経済波及効果というのが2.5倍から3倍と示唆されているわけです。

そういった部分で、厚岸町の住民が地元の業者に頼んで、地元の業者がそれを受ける

ことによって、経済効果になるし、また、その事業所においての税金の支払いも厚岸町として大いに変わってくるわけです。

そういった面を考えて、この事業が、施策が町内業者が1件でも仕事が多く、また地元の町民の方々が投資額を地元の業者に投資する、そういった考え方で経済が潤っていくというのは、まさしく間違いのないことだと思っております。

その中で、この数字を見て、建設課としても、厚岸町としても、僕としても、この啞然とする実態数なのです。これらについて、本当にどうにかしていかなければならないのだろうなと思うのですけれども、それらを含めて、今後の補助金に対しての考え方等を改めて聞きたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） まさしく、ご質問者おっしゃるとおり、このデータだけを見ますと、まさに驚くべき減少が続いているなというのは実感として、こちらとしても押さえているところであります。

その上で、ご質問者おっしゃるとおり、この要綱自体、制度自体は町内企業の活性化を図るという意味合いと、それから良質な住宅のストックの形成によるものということを目指して交付をしているわけですが、何分、この数字を見ても分かるように、住宅を建設する件数自体も、どういう背景があるかは分かりませんが減少している中で、さらに町内企業の件数も減っているということで、総体的な町内業者での件数は大幅に減っているというのが見て取れると思うのですが、建て主さんとしてみれば一生に一度の大きな買い物ということで、なかなか件数が伸びていかない部分もあるかと思いますが、町内業者の件数が減っている背景というところも、ちょっと詳しくは突き詰めて調べてはいないのですけれども、今後については、もし、できれば、町外、町内で建設した町民の方を対象に、何かアンケートなり聞き取りなり、する機会があれば、そういったものをアンケートなりで、どういった事情で業者を選定したとか、そういった部分もこちらとしても研究する必要があるのかなと考えております。

その上で、この制度自体は来年度も継続しますし、町としても制度の情報提供というのは町内業者の方に引き続き行ってまいりたいとは考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 質問に対して答弁は十分理解できています。その上で、再質問させてもらうのですけれども、課長も多分、心の中では言いづらいのだろうと思っている言葉、何か感じるものがあるのです。町民からもよく言われるのが、地元業者のそのセールス、それからコマーシャルの仕方、デザイン力、そしてセンス、こういったものが不足していると、足りない、だから仕事取られても仕方がないのだという声は、厳しく言えばそういう部分はあります。当然、地元の業者としては、それを認めなければいけないのです。が、しかし、なぜ中小企業基本条例ができて、地元を育成しなければいけないのかと言ったら、それはやはり町の業者がいて、それを公共事業であろうと、民間の

仕事であろうと、そこに働く人たちがいる。そして経営が成り立っていく、経営が成り立って儲かっていくと、財政が豊かになります。要するに税金の収入が上がっていくわけですね。それは、どこの町村も自分の町で買い物をして、自分の町が潤っていくというのは、誰が考えてもそのとおりなのですね。そこに厚岸町としてのいろいろな事業者、建築屋さんも含めて、建築屋さんだけではなくて、いろいろな部分についての購買力、宣伝力、そういったものが較差が非常にあると思います。都会の業者だから伸びているのかとか、田舎の業者だから減っていくのかということではなくて、そういったことを鑑みて、総体的に話すのであれば、確かにそこが弱い部分とでも言いましょうか、業者の弱い部分、厚岸町の業者として弱い部分。じゃあ、そこを自分で頑張ればいいのだよね、頑張ればそれでいいのではないのかということだけで、厚岸町の役場のサービスとの提供を、業者の頑張る部分とのアンバランスをバランスよくしていったって、手助けをしていったって、財政を豊かにしていく一つのリズムと言いますか、そういう部分を考えていかなければならないと思うのです。そういった部分で、いろいろな制度を他町村考えていますよね。

その中で、今回のこの助成金に対しての条例がありますけれども、この条例の中で、今度、今では50平米未満は対象とならないとなっていますけれども、法律では今度50平米から床面積40平米に変わりますよね。こういった部分も50平米ではなくて40平米に税として認められるのであれば、そのことも今後の課題として変えていかなければならないのではないかなと一つ思うわけですね。

もう一つは、50平米から40平米になったというのは、核家族が先行していったって、大きな家がいないということで、小さな家ということで、小さな家を建てることによって経費もかさまないし、新築をするときの総体金額が減っていくという、いいよさもあります。そして、小さな家にすると、燃料費が負担にならないといった、そういった部分もあります。そういった、まず床面積の部分が一つ要綱として条例に変更していただきたい部分もあります。それが一つなのです。

もう一つは、北洋銀行が移住者専用住宅ローンを0.05%下げますよと。これについては条件がありまして、道外から道内に移ったときにこれが適用になるといったことの北洋銀行の特段の金利の優遇措置というのがありますけれども、これらについては建設課として、それを認知していて、それをやはり町民とかにも知らしめるとかという活動をやっていただきたい。

まず、この2点についてお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいまご質問にありました面積の部分については、実態としてはなかなか50平米以下の住宅というのも、現実問題、あまりちょっと見かけたことはないのですが、そういうニーズがあるのであれば、面積要件の部分については変更するような方向で検討はさせていただきたいなとは考えてございます。

それから北洋銀行の移住に関する金利の優遇措置の関係ですけれども、ちょっと申し訳ございません、私自身がその制度自体を把握できていないものですから、ちょっと研

究はさせていただきたいということと、これを町がPRするかどうかという部分については、その辺は銀行とも調整は必要かなとは思っていますし、その辺ちょっと研究する時間をいただければと思っております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 定住・移住については、厚岸町も今、非常に頑張って、いろいろなところから厚岸町に移住してくださいということで提案をして、昨年度は2世帯移住が決まったとかというのが新聞か何かに載っていたと思うのですが、その定住・移住についてもそういったローンの活用というのが非常に有利になってくると思うのですが、その辺も含めて、町民に何か教えていくような、そういったこともしていただきたいなと思います。釧路市内では、定住・移住に対しての住宅金利ローンの説明会というのをやっているそうです。これも新聞には出ていました。そういったことで、新築ばかりの部分ではなくて、定住・移住部分についてもつながっていくのではないかなと思うわけです。

もう一つは、住宅支援の中の条例の中では、今、新築を建設する部分に当たっての部分なのですが、これは建て売りを買うとかという部分については、条例の中にはたしかないはずなのです。それも新築を購入するということは同じくお金を出すということは同じことなので、その部分についても、条例の部分を見直していただきたいと。

この2点、さらにまたお聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

総合政策課からは、定住・移住の関係についてお答えしたいと思います。

申し訳ございません。私、先ほど銀行の移住の金利の優遇があるというのは、すみません、私、認識ありませんでした。大変申し訳ございません。

そういった中では、今、建設課長からもお話ありました銀行とのお話をさせていただいて周知というのはありますけれども、定住・移住はこういった今まで厚岸町がやっている制度、これはいろいろな子育て制度もありますし、こういうような住宅制度もあります。そういった中では、昨年から本格的に厚岸町も始めたということでは、まだまだPR等が足りません。そういった中では、こういうものを含めまして、改めてPRのほうをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私からは、建て売り住宅に対する支援の関係を答弁させていただきますが、建て売りとなりますと、当初の目的である新築住宅の助成制度の町内の企業の活性化という部分で、もしかしたら町外企業の建て売り物件というところが対象になってくるといったことも考えられますので、その辺については、ユーザーさんにとっ

ては大きな買い物をする分には変わりはないということは十分承知していますので、その辺、建て売りに対する助成の制度自体は今ちょっとありませんが、同じ新築物件を購入するという意味合いの中では、今後研究していく必要はあろうかなとは思っていますが、いかんせん町外企業だった場合の対応というところも考えながら、慎重に研究させていただきたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 質問の仕方がちょっとまずかったかもしれませんが、建て売りも地元業者が建て売りを行うといったことを条件付きで、そこを変えてほしいと再度申し上げておきたいと思います。

前にも申し上げたのですが、地元の業者が地元業者でないと施工できないということがあります。というのは、例えばフランチャイズ店になっているとか、それから施工技術が意匠登録をしている。それから、特許申請をしている。これは地元業者がどこかの企業からその許しをいただいて、それでここの地元業者でないとその施工ができないということがあります。それは私も押さえています。そういったことで、地元業者がそれをやるということによっては、ほかの業者が参入してこれない、そういったこともあるのです、実態に。それはちょっとここでは一企業の名前を出さないといけなくて、差し控えさせていただきますけれども、そういったことを含めて地元業者の育成ということもできるのではないかという部分では、厚岸町として地元業者で、じゃあどんなことがあるのかということも研究して、認知をしていってほしいなと合わせて思います。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） まず、先ほどの建て売りの部分、私もちょっとご質問をはき違えていまして申し訳ございませんでした。あくまでも地元の企業ということで押さえておきたいと思います。

それから、地元業者の育成の部分については、これまでも厚岸の家づくり協会と連携を取りながら、様々な活動をされてきたというのは承知しておりますが、直近で言いますと、令和3年度については、コロナの影響もありまして、家づくり協会自体も活動自体もなかなかできなかったということも聞いています。これからは、コロナ終息を待つことになるかとは思いますが、様々なそういう地元企業の育成に対しては、町としてもできる限りの支援と言いましようか、協力はさせていただきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、4 番、音喜多議員の一般質問を行います。

4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 第1回定例会に当たり、一般質問通告書に従い、町有施設の建物について長寿命化を図る観点から質問いたします。

アとして、一般的に建物を保存・維持をしていく上で建設の何年くらいで一部改修や、さらには痛みが目立ち、あるいは古くなつたと大規模改修をし、また、さらには解体、必要であれば新築へと更新時期の到来周期を、耐用年数に当てはめて計ると、おおよそどのような年数になると見ておりますか。

イとして、現在、町が所有する建物の延べ床面積で、2027年には築30年を超える大規模改修を要する建物が7割近くあると推定しております。その内、使わない、使えない建物が1割、もしくは2割あったとしても、あとの半数、5割が地震か大規模か何らかの手当をしなければならない時期が来ているとしていますが、どのようにこの計画をされていますか、お伺いします。

ウとして、既に使用しない、できない建物もあります。これらの処分について、いつ、どこで誰が最終決定されるのかであります。

エとして、建物の建っている用地は公共用地として管理されているものと思います。厚岸町は従前から市街地においては公共用地が少ないとも言われてきました。しかし、地域によっては将来的にも利用しないと思われるところが多々あります。近隣住民への売却や再生可能エネルギーの導入などに転用する方策等が考えられないかということでもあります。

次に、2点目として、建築物の建設場所の選定について伺います。

一例として、記憶にまだ残る話であります。釧路東部消防組合の庁舎移転の話が出た際、本町の住民の方には消防庁者まで真龍に持っていかないだろうと問われたことがありました。場所の選定には用地確保とともに、苦勞するところかと察しますが、適正配置と場所の選定について、基本的な考え方を持っているとしたらお伺いしたいと思います。

イとして、建物の建設には災害から身を守ることを最優先に考えられないかということをお願いし、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

町有施設について、（1）、アの「一般的に一部改修、大規模改修、解体、新築へと更新時期到来の周期を、耐用年数で計ると、どのようになるのか」についてであります。町では、平成29年3月に「厚岸町町有施設等総合管理計画」を策定し、長期的かつ総合的な視点により、町有施設等の更新費用の平準化や、施設の適正配置、長寿命化を図っているところであります。

更新時期到来の周期については、個々の施設によって異なりますが、本計画では、大規模改修時期については、標準的な2回目の改修時期とされる建築後30年、解体を含めた建て替え時期については、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づき、標準的な耐用年数とされる建築後60年という一定の条件の基に、改修・更新費用を試算しているところであります。

次に、イの「現在、町が所有する建物の延床面積で、2027年には築30年超の大規模改修を要する建物が7割近くあるという。使わない、使えない、1割もしくは2割を引いても半数の5割の対応策はどのように計画されているのか」についてであります。先に申し述べた「厚岸町町有施設等総合管理計画」や、施設ごとに策定している「個別施設計画」との整合性を図りながら、3カ年実施計画の策定過程において、その必要性や緊急性のほか、充当財源等の見通しを踏まえながら検討を行い、実施するものについては3カ年実施計画に登載をしているところであります。

次に、ウの「使用しない、使用できない施設の処分について、いつ誰が最終決定するのか」についてであります。施設処分の決定に当たっては、大規模改修計画と同様に、3カ年実施計画の策定過程において、施設が他に転用可能なものかや、施設の解体跡地が他の用途で利用可能なものかなどを含めて、総合的に検討した上で、最終的には私が判断することとなります。

次に、エの「公共用地として確保する以外は売却処分や、再生可能エネルギーの導入等に転用できないか」についてであります。建物を解体した場合の跡地や、他の町有地の利用については、公共用地としての利用のほか、売却処分についても検討していますが、現在のところ、再生可能エネルギーの導入に活用する計画はございません。

次に、（２）のアの「建築物の適正配置から、場所の選定について基本的な考えを伺う」及び、イの「災害から身を守ることを最優先に考えられないか」についてであります。公共施設の建設場所については、その施設が持つ機能を発揮するために必要となる場所を選定しております。また、施設整備に当たっては、可能な限り、災害発生時に町民の命を守ることが可能となるよう、施設の機能に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま質問させていただきました町有施設の建物に対する考え方、これからの維持・管理、そういったものをしていくために基本的なものは持っているだろうとは思っておりました。

今、答弁あったとおり、これは国交省から平成25年ですか、そういう各自治体に対して、そういう指針を持てと、考え方を持てということで、さらに北海道、それから3年、4年遅れて厚岸町が平成29年に策定したと。その計画を見ていくと、よくできているなど私は見せてもらいました。しかし、その中で、これは絵に描いたものであって、そのとおり現実はいかないものもあるだろうと。その状況、状況によって対応していかなければならないだろうと、そのように思っているところであります。

しかし、やはり建物に対して、そこに利用する人の、それこそ活用する人、その人方が本当に使いやすいものなのか、利用しやすいのかとか、あるいは時代とともに変わっていくだろうと、いつまでも30年前の同じ状態ではないし、これからの、今の厚岸町、国勢調査にも、町長よく口癖に言いますけれども、非常に先行きが人口、財政的に厳しいものが見受けられると言われるときを考えると、この建物、施設も変わって

いかざるを得ないのではないかという観点で長寿命化を図るという意味合いで質問させていただきました。

そのことで、まず基本的なところで、総合政策課の中で厚岸町全体の町有施設の建築物含めて、インフラ、いろいろなものを整理する、総元締めというか、頂点に立ったリーダーだと私は思います。そういった意味では、これからの厚岸町、そういうものと比較して、もうバラ色になるのか、あるいはよくしっかり目を見張って見ていかなければならないのか、その観点、まず伺いたいと思います。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

総合政策課としての、これからの建物の在り方だという質問であります。そういった中では、今使用している建物は、まずは維持していかなければならないと思っております。そういった中では、その年、その年の点検。これは保守点検で委託料をさせていただいています。それと、やはり施設が古くなるにつれて修繕料が発生してきます。これは担当課においても、それぞれが施設の管理台帳を整備しながら、その修繕。やはり修繕でもいろいろありまして、設備等となりますと10年から15年。そういった中では、そういうものがはっきりしているものであれば、ある程度そういった中で見ながら取り替えていく。あと、やはり緊急に修繕をしなければならないとなりますと、そういった中も修繕を補正予算で計上して修繕をしていくということであります。

あとは町営住宅だとか、学校だとか、やはりそういうような多数の方が使用されるという部分では、やはり厚岸町の地理条件、これはやはり海岬ということで潮風になりますと外壁もしくは屋根という劣化が恐らく早いと思います。そういった中では、一つの基準はこういうような30年もしくは60年とありますけれども、やはり今の状況を見ながら、担当課のほうがその内容を把握して、そして1回目のご質問でもお答えさせていただいております3カ年実施計画掲載いたしまして、私どもも状況を確認しながら予算計上をしていくということであります。

そういった中で、ご質問者もいわれるように、これからやはり人口が減っていく。そうしたら建物をどうしていくのだというところがあります。そういった中では、まずはやはりこういうような地理条件でいきますと、この市街地でいきますと、やはり災害。昨日もいろいろな一般質問の中で議論があったと思いますが、やはりそういった施設を今後建て替えていくとなりますと、やはり防災の観点からどういった場所、今の場所に建てるか、もしくは安全な高台に持っていくか。ただ、厚岸町の地理条件からいきますと、なかなか高台に求める土地がないというところがありますので、そういった中では、やはり町民の利便性から考えますと、今の場所になければならない。そういった中では、やはり防災機能というのが一番大事ではなかろうかなと思います。そういった中では、そういうような機能を含めた複合施設、これは今のどこの自治体でもこういったいろいろなものを合わせながら複合施設ということで建て替えの際にはやっているというのが見受けられます。

そういった中では、厚岸町といたしましても、やはり防災の観点をまず優先しながら

ら、今後の施設の建設もしくは建て替えというのはそういう観点からもありますし、一つでも今のある施設を長く使えるように、小まめに状況を確認しながら修繕等行ってきたいと思っております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 最後の結論までいったようなお答えをいただきました。恐縮に存じますが、その前段に、やはりちょっと厚岸町、この前の国勢調査の動向を見ていくと、町長の答弁からすると、私もそうだなと、やはりここは頭に入れて考えなければいけないと思うのは、やはり人口が減っていつている、そのことが頭に入ると、財政的に建てても、それこそ利用度から見たらどうだと。やはり、ここはちょっと議論しておくべきだなと、そう思った経緯もあったものですから、今回質問させていただくわけですが、

やはり、先だって新聞にも出ていましたけれども、何ぼ新しい建物を建てても、そこに住まわれている方々が、その建物がいいかとか、使い方が好ましいだとか、あるいは親しみが湧くかとかいうのは、使う人の気持ちなのだと。そういうことで、確かにそうだなと。どんなお金をかけても、どんな立派なものをつくっても、しまいに何か立派なものをつくるとなると、もう建築士が、設計士が賞をもらうようなのは、なかなか使う庶民には親しまれないと。そんな記事も出ていたと。確かにそういうこともあるなと思ったのですけれども。やはり、そこに住んでいる、必要だと思われる人方の声というのを大事にして、そこを基にして建てたら、地域の住民に親しまれるというか、有効に使われるという傾向が強いと。だから、なるほどなと。厚岸の過去を見ても、有名な賞をもらった先生の設計の建物も何年からするともう雨漏りするだとか、すぐ雨漏りするだとか、そういう話を聞けばそうかなと、本に書かれていたのを見て思い出したのですが。

いずれにしても、住んでいる人方、これからますます人口が少なくなってくる。この予測にもあるとおり、2040年、60年代にいくと6,000人台まで厚岸町は落ちる可能性があるという予測しているわけです。そういったことから見ると、今もう20年、まもなく40年来ます。そういったときに、果たして今の建物そのものそっくり、またやっていって大丈夫なのかなというような気がします。そんなことからすると、ここはちょっときちんと再確認しておいたほうがいいのではないのかなと思います。

それで、今町が手の内にして見ている部分では、2040年、あと15年あまりですね、平成29年からの試算でいったらば、2040年頃には、私も大ざっぱに見て、今の状態で見て、教育関係の教員住宅だとか、そういうものが使えないというか、もう使わない、そういうものをさておいても、やはり半数近くが今ここで手当をするとか、ある程度の計画を立てないと大変なことになってしまうのではないのかという総合的な見地から、この計画書、述べられているわけですね。それに対して、何か手立てしているとか、考え方があるのか、その辺のところお聞かせいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

音喜多議員からの質問、全くそのとおりです。もう時代の変遷と共に利活用が大きく変わってきているということは間違いございません。人口減少はじめ、世の中大きく変わっております。例えば、この役場庁舎もそうなのです。昭和63年にできたわけであります。多分、当時は災害とか津波とか、そういうことはあまり頭になかったのではなかろうかと。また、他の公共施設もそうであったのではなかろうかと思っているのです。ところが、現代どうでしょうか。やはり、建物をつくるときは、災害、主に津波について考えて、高いところにつくらなければならない。これは個人住宅もそうなのです。厚岸町でいえば、丘陵地区とか、それから山の手地区とか、そういう高台に住宅を求めるという時代になったわけであります。そういう時代の変遷というものを考えながら、これからもつくる場合、十分にそういう状況というものを踏まえた中で建設をしていかなければならない。これは行政の大きな課題だと思っております。まず、命を守るためにどういう建物をつくるべきか、場所を含めて考慮しなければならないと思っておるわけであります。

さらにはまた、今質問がありました厚岸町有施設等総合管理計画の件ですが、これは2040年が対象期間であります。残すところ、あと18年ということに相成るわけでありますが、その更新をする費用額が、何と730億1,000万円になるのです。老朽化等含めてです。もう大変な財政負担に相成るわけでございまして、そういう面を考えますと、大変な課題だなと思っておるわけでありますが、しかしながら年次計画を持って、特に第3次計画を持ちながら、先ほども答弁いたしましたに対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、これからの町有施設はどうあるべきかという質問を受けて、つくづく音喜多議員のそのとおりだなという関心を持ちながら、私は答弁をさせていただいているわけでございまして、これは今後とも行政の責任として取り組んでいかなければならない課題であると間違いがないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 町長に答弁をさせて、最後の結論も完全についたなと思います。

私はもうちょっと言わせていただきたいというか、本当の質問を最後ちょっと取っておいたのは、今町長言われた、これから公共施設を建てる時にいろいろと考えて複合施設もあり、そのときにはやはり先だつての、今年で11年を迎える東北の震災、そして昨年の熊本の大雨、ああいう災害を見るときに公共施設に避難をさせた方がいいが、その公共施設が、東北の場合は違いますけれども、昨年の熊本球磨川の氾濫、あのときは避難させた公共施設、そこが危険になってしまった。あれ、新聞にもいろいろな各社の報道があって、そこで行政がそういうところを指定していて、そこへ避難させておいて、災害が起きたらどうするのだと、誰が責任を取るのだと。やはり、そこまで行政の建物についての責任があるのだなと、私はつくづく思った。そういうことでの、人の振りを見て、やはりこれからの場合はそのことを一番先に考えて物事を進めなければいけない

のではないのかなと。もう痛烈に記憶にあるものですから。東北の震災のときも、前浜の漁師、前浜の海が見えなければ自分たちは満足しないというか、利便性、普段の出入りしたり利便性から防潮堤の高さなんかももっと高くすべきというか、したらば海が見えなくなる、海の状況が見えなくなると言って高さを抑えてきたと。そのことが11年前の震災のときに大きなしっぺ返しを受けたと。

浜中町が昨年で大体防潮堤の積み嵩上げ終わった工事が。浜の人方もやはり工事をする前に言っていた。今はもう出来上がった素手で上って海を見れない。だけれども、命を守るということからすれば仕方がないと、皆さん当然だと考えています。そういうことからして、例えばうちらも津波、防潮堤、こうあれしますけれども、やはり海が見えなければ前浜の漁師の皆さんは不便なところがあるかもしれないけれども、命を守る意味での公共施設、そこを大事にしていかなければいけないなとつくづく思うものですから、余分なことかもしれませんが、そこを基本に考えていただければなおお願いして、私の質問終わらせていただきます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

全くそのとおりなのです。今避難場所の話が出ました。現在、主な対策として考えられる新たな問題、それは新型コロナウイルス対策なのです。ですから、当然1箇所の避難所の面積も狭くなるわけであります。しからば、昨日の質問がありましたけれども、避難場所は現在の数でいいのかという課題も現在起きてきているのです。誰しも今までは考えられない事象なのです。

それから、東日本大震災、間もなく11年目を迎えます。3月11日なのです。当時、避難場所としての、防潮堤の関係のお話が出ましたので、あえてお話いたしますが、岩手県の田老地区、これはもう全国から防災対策は整っていると、私も含めてよく現場を見に行っただけです。ところが、それが11年前にやられてしまった。ところが、そういう経験がある、あの海岸線のおいても、防潮堤は大事だということで工事が始まろうとしたところ、地域住民の海岸線は、海が見えることによって漁師は生きているのだと、高いものはいらぬという反対の声も起きたわけであります。

そういう国の対策と地域住民の差というものがあつたということは事実なのですが、やはり行政の責任を考えますと、我々はやはり国から、北海道から出るハザードマップに基づいて、津波の高さとか、浸水深とか、いろいろ考えながら命を守る。昨日もお話いたしました、一人でも命を奪われたら困るという精神を持って対応していかなければならない時代に到来しているという考えを持っておりますので、そういうことで、とりあえずは大規模な改修というのは、もう目の先にたくさんあるのです、厚岸町は。例えば、昨日も議論になりました生活改善センター、それと社会福祉センター、さらにはまた特養です、心和園デイサービス。これらの目前にある課題についても、とりあえずは生活改善センターについては、昨日答弁したとおりであります、そういうもろもろの時代の変遷とともに課題が多くなっておるわけでございまして、私としてはしっかりと今の質問に対処しながら、町有施設の在り方について、決意も新たにしながら建設を

しなければならないと、私はそう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大野議員の一般質問を行います。

10番、大野議員。

●大野議員 先に通告しております通告書に従い、次の3点についてご質問をさせていただきます。

まず、1点目はヒグマ対策についてであります。

町営牧場では、令和4年度は電気柵を設置して夏期放牧を行うと思いますが、預託牛の制限などはあるのか。また、放牧地を全部使用できるのか。

次、2点目であります。太田農村公園の駐車場についてであります。

本年、旧太田公民館跡地に災害用大型備蓄倉庫が建設されますが、その道路向かいの農村公園内の駐車場を拡張できないかということであります。

三つ目、町営住宅（高層）の避難訓練についてお尋ねをいたします。

災害時避難について、訓練は年1回行っていると聞きますが、住人全員に周知されているのか。

また、障がいのある方の誘導は誰がどう行うのか。

以上、3点について、ご質問をしたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のヒグマ対策について、「町営牧場では、令和4年度は電気柵を設置して夏期放牧を行うと思うが、預託牛の制限などはあるのか。また、放牧地を全部使用できるのか」についてであります。町営牧場では、令和3年度に預託牛がヒグマに襲われ、一部退牧を余儀なくされたところでありますが、その後、令和4年度に向けて、安全な預託体制の構築を検討してきたところであります。

令和4年度は、被害の出ていない別寒別牛団地での放牧に加え、電気柵の設置により安全が確保できる放牧地での放牧と、舎飼いを併用することで例年並みの受入れが可能となることから、現在のところ預託牛の頭数制限は考えておりません。

なお、令和4年度に使用する放牧地については、電気柵の設置により放牧が可能となる場所もありますが、一部、用途を採草地に転換したり、放牧を見合わせるなど、団地全体を再編する必要があることから、使用できる放牧地は、令和3年度と比べて270ヘクタール少ない620ヘクタールとなる見込みであります。

続いて、2点目の太田農村公園の駐車場について、「旧太田公民館跡地に災害用大型備蓄倉庫が建設されるが、道路向かいの駐車場を拡張できないか」についてであります。令和4年度に整備いたします大型備蓄倉庫については、備蓄品の搬入出時のみの、車両の駐車及び通行を想定した建物配置としていることから、道路向かいの駐車場を拡

張する予定はございません。

また、ご質問にある駐車場は、旧太田公民館の駐車場として整備したのですが、旧太田公民館は現在解体中でありますので、今後は、周辺施設の利用者のための駐車場として、利活用することとしております。

続いて、3点目の町営住宅の避難訓練について、「災害時避難について、訓練は年1回行っているが、住人全員に周知しているか。また、障がい者の誘導は誰がどう行うのか」についてであります。町営住宅入居者の避難訓練は、厚岸町全体の取組としての地震・津波を想定した避難訓練と厚岸町営住宅消防計画による火災発生を想定した消防訓練を行っております。

地震・津波の避難訓練については、町広報誌のほか、防災行政無線、IP情報告知端末、町ホームページにより、全町民に周知を行っており、町営住宅における火災発生時の消防訓練については、訓練参加の依頼文書と併せて厚岸町営住宅消防計画を配付し、周知を行ってきておりますが、令和2年度と令和3年度については、新型コロナウイルス感染予防対策のため訓練を行っておりません。

障がい者の避難誘導については、厚岸町営住宅消防計画に基づき、消防隊員等が到着するまでは、入居者同士が協力し合い、歩行が困難な方や幼児等は優先して避難誘導をすることとしております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま、答弁をいただいたところではありますけれども、再度お聞きをしたいと思います。

まず、町営牧場のヒグマ対策なのですけれども、本当は問題の個体熊が捕獲されれば一番いいのですけれども、昨年もしまだに捕獲はされていないということで、その対策を十分にしっかりしなければいけない。それで、ただいま答弁書にも書いてありましたけれども、別寒別牛団地にまず集約して、なるべくセタニウシ団地は使わないのかなと私も考えたところなのですけれども、使用しないところを、どうしても冬期舎飼いみたく一部舎飼いをしなければならないのも併用するので、その粗飼料を確保しなければならないため採草地に転換すると。といっても、多分急傾斜ですから前置できるわけでない。本当にごくわずかな面積になるのかなと想像はつくのですけれども。

そうした中で、答弁書にあったとおり、農家には、あなたのところは何トンまでですよとか、制限をかけないようにするということなので一安心はしているのですけれども、令和4年度の入牧申込みこれからですよ。集計しないと、どれくらいの頭数が集まるか分かりませんけれども。JAのほうでも放牧地をどうするか、今悩んでいまして、もしやらないとなると、その分が町営牧場に来るのか。粗飼料、自宅で確保できる場所は自宅に置くというのもあるのでしょうかけれども、それほどの頭数ではないので、その分増えても多分町営牧場では受入可能なのかなと思いますけれども、電気柵の設置とか、今電気柵といっても漏電しない電気柵があるみたいで、下草刈りとかしなくてもちゃんと通電できるとか、ちょっと話を、そういうのもあるのですよと、値段も結

構高価な物になるのかちょっと分かりませんが、一応これ補助金で入りますよね。だからもう確定しているので、そういうのには変換できないのだろうとは思いますが、そういった物もあるそうなので、今後の検討材料にはなるのかなと思っていますが、本当に、時前でやるというので、やはり労働力が足りるのか、余分な仕事ですよね、今まで例年どおり、春、雪解けてから有刺鉄線、牧柵等の修繕から始まって、5月末の入牧の受入れまでの間、ずっとそういう作業をしていて、なおかつそれに電気柵の設置になって、本当に今の人員で足りるのかどうか。やらざるを得ないと言えればそれまでなのだと思います。まず、その点をお聞きしたいなと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 町営牧場の電気柵の設置ということで、今、ご質問のあったとおり、通常の年であれば必要のない作業ということでありますが、釧路総合振興局を中心に捕獲に向けた取組をしています。残念ながら今のところまだ解決されていないという状況であります。私どもも、まずは酪農家の皆さんの営農にまずは影響が出てしまうのではないかと、令和3年度から国のほうとも協議させていただいて、何とか補正予算をつけていただいたという経過がございます。本来であれば、全てを令和3年度中の予算で令和4年度春に整備できればいいのですが、今、ご質問のとおり、会計年度任用職員の人数にも限りがあるものですから、管理のことも考えながら、必要な資材は用意できますが、人数の中で何とかできる計画を立てさせていただいたということになります。

現在のところは、例年同様の数を舎外を併用することによりまして受付できる見込みで進めさせていただいておりますが、JAのほうの牧野のお話もちょうとちらちら聞こえております。ただ、正式に私どものほうにはどうする、こうするというのは伺っておりませんが、酪農家の皆さんの協同組合でありますから、できれば私どものできることも限りがあると思っていますので、そこら辺については何とかやっていただければありがたいというのが正直な気持ちであります。

いずれにしても、令和4年度と合わせまして、今いる人員の中で対応できる限りの酪農家支援をやってまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 やはり、JAときちんとコンタクト取って、どっちにしても町営牧場もJAの協力がないと成り立たないので、きちんとやってほしいなと思います。

舎飼いするときに、放牧地の料金と舎飼いの料金違いますよね、当然違うのですけれども。農家に聞き取りをして、あなたのところ舎飼いしますかと聞くのかどうか分かりませんが、その料金の格差ってどのように考えていますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今回の入牧に当たりましては、実は今おっしゃるような格差がございますが、今回に限りまして、問題個体が捕獲されるまでの間という条件付きでありますけれども、これにつきましては、町の判断で条例の条文にならしまして、必要な対策として、今回に限り、放牧地への放牧を希望していて、ただ放牧地が埋まってしまった場合、本人の希望によらない舎飼いに至る場合につきましては、放牧料金と同様の形ということで特例的な対応をさせていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 分かりました。入牧時にその周知は、文書なんかは封筒に入れて周知していただきたいなと思います。

次に入らせていただきたいと思います。

災害用備蓄倉庫向かいの駐車場なのですけれども、僕はてっきり農村公園内で駐車場つくったのだと思っていたのですけれども、公民館のための駐車場だったのですね。それにしても、今度備蓄倉庫出入り口、本来はあそこに多分、U字溝ありますよね。備蓄倉庫、今、道路、太田小学校通りと言ったらいいのか、道路の多分旧公民館側ってU字溝全部入って入るのですけれども。多分、倉庫の入口というかシャッターの物の出し入れ口の真向かいら辺しか、多分車両通行にはしないのかなと思うのですけれども。備蓄倉庫の図面とか見ていませんから、ちょっとは見たのですけれども、道路までどうなっているかちょっと分からなかったのですけれども。多分、道路では必ず側溝つけなければならない決まりあるのか、ないのか、道路法分かりませんが、倉庫前を全部舗装しますよね。そうしたら、U字溝もしか入っているなら、本来ですと全部グレーチングの目皿を見れていただきたいと思います。別にフェンス張るわけとか、ちょっと詳しくは全然分からないのですけれども、そうでないと、多分冬とか、冬は雪で埋まっているから分からないのですけれども、車落としたりする人がいるのではないかなと思うのですけれども、そういったまず配慮を1点してほしいのと、その向かいに公民館の駐車場、緑地帯ありますよね。縁石が、本当は全部なければもっと車止められるのだけれども、緑地帯あって除雪のしにくい縁石の設置になっていますよね。だから、私考えるには、備蓄倉庫の前に積もった雪も全部真っ平らになっていけば民地の畑ぎりぎりまで雪を持って行けるのではないかな。

昨年も4分団庁舎の建設のことで一般質問させてもらったのですけれども、大災害起きたとき、二次避難場所としてらくとびあを使う。町の人が太田地区に上がってくる場合も、みんな多分徒歩で来るわけにはいきませんよね。そういった場合、やはり駐車場も必要だし、まして本当に大規模災害になった場合は、自衛隊の協力も得なければならない。そうしたら自衛隊車両も当然来る。そういった場合の駐車場にも確保できるのではないかな。緑地帯なくて全部、本当の縁だけの縁石にしてしまえばと思ったのです。それで、降雪時も全部除雪、排雪、1回1回雪捨て場まで持っていかなくても太田なら民地の本当に畑の縁に積んでおっつけばいいのではないかなと思っているのですけれども、その点どうお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、私からは大型備蓄倉庫前の車、駐車の関係でございますけれども、1回目の町長からの答弁でもありますとおり、大型備蓄倉庫にしまして、荷物の搬入にかかるトラック等の車両進入、こういったものはありますけれども、ここに車を複数台並べて入る、停めるということは考えておりませんので、そういった駐車スペースとしては、防災倉庫としては必要ないと考えております。

それと、そういった災害時の避難所に集まる方の駐車スペースということでございますけれども、そういった非常時には太田中学校、太田小学校も避難所になっておりますので、そうしたグラウンド等も広さがありますので、そういったところも活用しながら駐車スペースあるいは避難所の必要な資機材ですとか設備を配置するといったようなことでのグラウンドの活用と考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 言っている意味はずっと分かるのですが、本当に大規模災害起きた場合、僕はグラウンドは仮設住宅を建てなければならない場所になるのではないかなと思っているのです。そのときは車どこかに移せばいいと言えそれまでなのですが、そういう想定というか、ことは考えていませんか。僕だけかな、そう思っているのはと思うのです。別に太田地区上がって町有地ってそんなまず、すぐにそんな仮設住宅建てられる場所ってありませんよね。僕はグラウンドにまず建ててしまうのではないかなという気がするのです、一時的にはいいですけども、グラウンドにどんどん車入れていいですけども、長期的に見た場合、そうなるのではないかなと思うのです。この旧公民館の駐車場、今すぐやれとは言ってませんで、長い目で見て、本当に大規模災害、大津波来て、本当に厚岸の町みんな津波でやられたら、それはどうしようもないですけども、そういったことを想定できないかな。どういう考えでいるか分からないですけども。考えがあれば教えていただきたいなと。なければならないのですけれども。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 本当の大規模災害時ということであれば、議員おっしゃいますとおり建設予定地としての一つとしても考えられるところでございますが、現段階で仮設住宅の建設予定地といたしましては、湖南地区の新たに整備した防災広場ですとか、あとは宮園公園。ただ、津波となると宮園公園は低いということもありますので、そういったものはちょっと見直しをかけていかなければならない。その見直しの候補の一つとしては太田地区ということも考えられるとは思っております。ただ、そういった大規模災害時には、あらかじめ想定して建設場所ということで決めておくということもありますけれども、活用しうるものは協力をいただきながら活用するという形で進めていければなと思うところでもありますので、その大規模災害時のことを想定した駐車スペースとしての倉庫前の駐車場の拡張ということは考えておりませんので、ご

理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 現在のところ考えていないということなので、先ほど4番さんの公共施設の建て替えについては災害からまず考えれという質問があったと思うのですけれども、そういうことも考えつつ、今後の整備に当たっていただきたいと思います。

次に入らせていただきたいと思います。

町営住宅の避難訓練なのですけれども、地震・津波災害は町が秋に行っている防災訓練等々でやっていると思うのですけれども、年1回、ここ2年、コロナ禍でやれていないのが実情ですけれども、多分入居されて、申込みされて、契約するときにはちゃんとこういう避難するのですよという、多分説明とか文書とかあるのだろうとは思っているのですけれども、先日火事あったから言うわけではないのですけれども、みんなちゃんと避難できているからよかったのですけれども、火災の場合は近くに集会所、宮園、鉄北、あそこの場合だとあるのですけれども、地震・津波だとしんりゅう保育所の裏というか奥までが一応避難場所ですよ。そこまで誘導するのに、多分高齢者の方、障がい者の方、公営住宅ですから住まわれているので、みんないるときだといいのですけれども、本当に働きに出ていて、障がい者の方、高齢者の方、ぽつんと家にいるとか、そういった場合はどうするのかなと。火災とかなら消防隊員とか町職員とか災害のときとかは来るのでしょうけれども、消防庁舎からは近いので、すぐ来ると言ったらすぐ来るのですけれども、火災だと建物の階にもよるのでしょうけれども、もしくは1階とかだったら本当に避難できるのかなとか思ってしまうのですよね。ただ、あそこは入口2箇所あって、どっちからか必ず行けるようにはなっているとは思っているのですけれども。本当に、改めて思い知らされたというか、きちんとみんな、いざというときでも避難できるのかなと思って、こういう質問させてもらったのですけれども。

当然、避難階段というか避難はしごとか設置されているので、普通、健康な方なら下りてこれるのでしょうけれども、障がい者、高齢者の方は閉じ込められてしまうのかなと思ったのですけれども、答弁書では消防隊員とかが来るまでは地域住民の人が協力し合って避難していただくというのは、これはごもっともだと思うのです。やはり、災害起きたときは自分の身は自分で守れが鉄則ですから、津波の場合だと津波到達まで何分かあるので、隣の人がいはい逃げますよと言って引っ張ってくれてとか可能なのですけれども。時間帯にもよると思うのです。それで、僕は年1回でも高層の住宅、今コロナ禍だからなかなか集まれと言っても無理なのでしょうけれども、建物ごとに、何か相談し合って、こういうときはこうしようねというのを改めて認識してもらおうというか。私とあなたは仕事行っていないよね、こういうときどうするとかという、何かそういう決めごとというか協力ごとというか。やっていると思うのですけれども、改めてそのような班長さんを中心というか、そういうのをやったほうがいいのではないかと考えているのですけれども。そういうことをやっているのかどうか、僕は分からないので、ちょっとそういうことを聞かせていただきたいなと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

避難訓練につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、年1回行うこととしておりますが、ここ2年間でできていないということでございます。そのために、今年度においても消防計画自体を住民の方にまだ周知できていないという実態がありますので、この部分については文書だけでも各入居者の方には配付して、改めて周知はしていきたいなと思っておるところです。

その上で、特に障がい者の方に対する誘導の部分ではありますが、当然、入居者同士が協力し合いという、ご家族がいればもちろんご家族の方が率先してとなりますが、いない場合、正直、時間帯とか曜日とかによって様々な想定はされると思います。そういった中では、住民の方が自ら棟ごとに集まって、そういった相談をしましょうといった中では、なかなかまとめるのは大変かなという部分はありますので、今後においては、我々も棟ごとにこういった状態の方が入居しているという部分は押さえてございますので、そういった方を改めて確認した上で、隣の方に改めて確認の意味で、避難の際の行動の取り方といった部分をお願いしていくということが大事なことは考えておりますので、次年度の訓練に向けて、その部分も検討してまいりたいなと思っております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 消防計画については周知したいということなので、その辺はよろしく願いしたいなと思います。

また、棟というか建物の住民の隣近所の人に手伝ってもらって避難していただく。一から十まで、町の職員の方とか消防隊員できないので、本当に、やはり同じ棟に住んでいる住民を頼るしかないと思うのです。それも100%は絶対できないと思っていますので、やはり避難訓練のときでも参加した人に、ちょっとこの方手伝ってあげてねとか、年1回言う、毎年同じ人が参加するかもしれませんが、違う人にも、そうやって、みんなで協力し合って、みんなの命を助けていかなければならないと思うので、やはりそういう声がけというか、僕は本当は棟ごとに説明会開いて、皆さん、自分たちで守ってくださいねというのが本来だとは思いますが、なかなかそうはいかない。いろいろな事情のある方おられますので。やはり、そういったのを職員の方もちょっと気配りをして、お声がけをしていただけたらありがたいと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 全くご質問者おっしゃるとおりですので、我々も、私自身もちろん防火管理者という立場でもありますし、そういった入居者の方への助言・指導というところは私の責務でもありますので、その辺は十分、入居者の方に町として働きかけはしていきたいなと考えてございます。

- 議長（堀議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここで、昨日の3番、室崎議員の一般質問答弁に対して、理事者側から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

昨日の室崎議員の一般質問に対する答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきますと思います。

北海道食と命の会から、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでくださいとの文書が届いていないとの答弁をさせていただきましたが、正しくは、昨年12月4日に收受し、これを受付しておりましたので、訂正をさせていただきますと思います。

以上です。

- 議長（堀議員） 管理課長。

- 教委管理課長（田崎課長） 同じく、貴重な時間をいただき、誠に申し訳ございません。

昨日の室崎議員の一般質問に対する答弁に、教育委員会としても誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

北海道食と命の会から、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでくださいという文書、こちらにつきまして、届いていないという答弁をいたしました。正しくは、昨年12月に届いておりましたので、訂正をさせていただきます。

- 議長（堀議員） 室崎議員、これについて再質問ございますか。

3番、室崎議員。

- 室崎議員 声を荒上げて言う気は全くありませんが、そろいもそろって、こういうことはないように気をつけてください。

それで、1点だけお聞きしておきますが、それを受けて、どのような対応をするのか。その点についてお聞かせいただきたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

この文書に回答書を求められております。受け取りますか、受け取らないか。そのようなアンケート内容に受け取らないということで回答させていただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 教育委員会としても、同様の対応を取りたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、昨日の3番、室崎議員の一般質問答弁に対する訂正を終わります。

次に、8番、金子議員の一般質問を行います。

8番、金子議員。

●金子議員 質問通告書のとおり、質問させていただきます。

公共調達について。

一つ目、地方公共団体の入札契約制度については、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」、「せり売り」の4類型があり、総務省のホームページには、地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであるため、よりよいもの、より安いものを調達しなければなりません。そのため、一般競争入札が原則であり、それ以外は例外的な場合に限られているとの記載がありますが、厚岸町において、令和2年度の公共調達は何件あり、その内訳、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りが各何件あったかをお尋ねいたします。

二つ目は、厚岸町には地元中小企業を育成し、地域経済の発展と町民生活の向上に寄与するための中小企業振興基本条例という地域を守る条例が平成23年に制定されておりますが、その条例に基づく町の役割に工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正執行を基本に、地元中小企業者の受注機会の増大に努めることとありますが、どのようにして地元業者の受注機会が増大するよう対応しておりますか。

また、指名競争入札の際、業者の指名に至るまでの手順と判断基準をお尋ねいたします。

以上、2点になります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、金子議員のご質問にお答えをいたします。

公共調達についてのうち、（1）の「厚岸町において、令和2年度の公共調達は何件あり、その内訳として、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りが各何件あったか」についてであります。全ての入札案件では、件数が膨大になることから、物

品や備品等の購入の件に絞ってお答えいたします。

令和2年度の公共調達の各内訳については、一般競争入札は行っていなく、指名競争入札は70件、随意契約は232件、せり売りは行っておりません。

次に、(2)の「中小企業振興基本条例に基づく町の役割に工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正執行を基本に地元の中小企業者の受注機会の増大に努めることとありますが、どのようにして地元業者の受注機会が増大するよう対応しているのか。また、指名競争入札の際、業者の指名に至るまでの手順と判断基準は」についてであります。ご質問にあるとおり、厚岸町は、厚岸町中小企業振興基本条例を制定し、公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針を「厚岸町中小企業振興計画」の中で策定しております。

この目的は、地元企業の受注機会を確保し、持続的な成長・発展を通じて地域経済の活性化を図ることとしており、指名業者の選定に当たっては、原則として町内業者を選定し、町内業者で対応できないもの、または競争性が確保されないものについては、町外業者等に対象を拡大するものとしております。

業者指名に至るまでの手順については、業者の指名は、入札参加資格者名簿に登載されていることが前提となります。

入札参加資格者名簿への登録については、基本的には2年ごとに申請を受け付け、事業者は取扱いをしている物品等の種類等を記載し申請を行うこととなります。

次に、契約担当者等は、入札参加資格者名簿の中から、入札予定の物品等の取扱いをしている業者を選定します。

この際、入札に参加する者を少なくとも5人以上選定しなければなりません。当該入札の取扱いをしている業者が5人に達しない場合にあっては、その参加できる者を選定いたします。

この業者選定の際には、公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針のとおり、基本的には町内業者から順に選定しております。

この選定された業者を基に厚岸町競争入札委員会において、指名業者を決定することとなります。その際の判断基準については、厚岸町指名競争入札参加者指名基準に沿って、経営内容等のほか、法的適正、技術的適正、義務的適正など共通的基準についての審査を行うとともに、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地元業者の育成に努め、指名を行っております。

以上であります。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 詳しい説明をありがとうございます。

まず、一つ目なのですが、厚岸町では、要は指名競争入札というのはとらないで、一般競争入札しか入札方式は行っていないということによろしいのでしょうか。

すみません、逆でした。

●議長（堀議員） もう一度、それでは質問、そのまま。

●金子議員 厚岸町では、指名競争入札しか行っていないと。一般競争入札は扱っていないということでよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 質問者、言うとおりでございます。厚岸町といたしましては、これは総務省で出しておりますが、一般競争入札が原則というのがありますが、総務省においても、やはり地域活性化の観点から地元企業の受注の経済に貢献することを求めるということもありますので、厚岸町としては指名競争入札をさせていただいているというところでございます。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 今、ご説明いただいた指名競争入札にするか一般競争入札にするかという、入札方式の最初の案というか、厚岸町は指名しかやらないと。こういうのは、誰がどういう基準に基づいて指名しかやらないというのを決めているのか。それを教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

先ほどの 1 回目の答弁にもあるように、厚岸町としても、この中小企業振興計画、これ条例のつくりまして、この計画に基づきますが、地元中小企業の受注機会の増大、これをやはり重視しております。その中では一般競争入札にいたしますと、町内企業以外の企業も入ってくる。そういった中では大量に、例えば物品にしても大量に発注をして、物が安いところが請け負う機会が多いということになりますので、厚岸町としては一般競争入札ではなく、指名競争入札をさせていただいているというところでございます。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 分かりました。ありがとうございます。

町内の事業者の受注機会の増大のために指名競争入札を厚岸町で行っているということですね。次の質問に移らせていただきたいと思います。

指名業者、選定の、詳しい説明をいただき、ありがとうございます。指名業者選定の最終決裁は誰が行っているのか、お答えいただいてよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

- 副町長（石塚副町長） まず、答弁にもございましたが、担当課等、契約担当者になりますが、業者の選定を、申請している台帳がありますので、そこから選定をかけて、それを入札委員会にかけます。入札委員会では、先ほど町長からの答弁があったとおり、指名基準に基づいて、審査をした上で、その後、契約担当課から決裁を上げるということになります。

ご質問の意図は、その決裁を誰が最終的にゴーを出すかということですか。それは担当課から私を介して町長まで、ものによっては町長までということになります。

- 議長（堀議員） 8 番、金子議員。

- 金子議員 ありがとうございます。

委員会で決まって、決まったことを担当課に行き、担当課から町長に確認をしてもらって、OKが出ればその業者を指名するという、そういう流れで理解してよろしいでしょうか。

- 議長（堀議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 質問者言うとおりでございます。

- 議長（堀議員） 8 番、金子議員。

- 金子議員 いろいろ自分も勉強不足でこうやって質問させていただきながら、大分流れのシステムが分かってきまして、町は中小企業振興基本条例に基づき、地元中小企業者の受注機会増大、やはり小さい町と言ったらあれなのですが、やはりこういうことというのはすごく町も努力していただいていて、いいことだと思うのです。この制度は、地元中小企業者の育成には非常に有効だと個人的に私も思いまして、すごくこういうお答えいただくのは地元の中小企業者にとっても心強いと思います。

ただ、私が今回公共調達の問題というのをさせていただいた理由というのは二つございまして、一つ目は、何で質問したかと言うと、町内の複数の事業者、経営者の方から実は相談を受けたこともありまして、参加したい入札に参加させてもらえないと。なぜ参加させてもらえないか、正直その方も理由が分からないと相談を受けておりました。

少し私ごとになりますが、私が厚岸町に移住して約4年半になるのですが、親類や知り合いなど全くいない状態で、僕、移住してきた、いわゆるよそ者なのですね。そんな自分が相談を受けているのが複数件あるということは、正直こういう声というのはごく一部だと思うのです。実際、不満の声というのは、僕の聞いているのはほんの一握り、知り合いの数も少ないので。やはり、町としては条例までつくり、中小企業の育成をしようとしているのに、こういう声が上がるとするのは、すごく不本意だと思うのですよね。このような中小企業者の経営者の声を聞いて、町としてはどう思われ、何が問題でこういう声が上がっているのかということをお答えいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今のご質問者言われる、物がどういった物かというところは分かりませんが、私どもも、この2年に1回入札の参加願いを出していただいております。特にそういうような疑念を持たれないよう、やはり取り扱っている物、これは詳しく書いていただけるように周知をさせてもらっております。その詳しい内容を、私どももエクセルで管理しているのですけれども、それに入れまして、そして全職員がそれを見れるようにさせていただいております。その中からどういった物が業者で扱っているかというのが分かりやすくしておりますので、そういった中ではそのようなお声が出ているということがもし現実なのであれば、私どももさらにそういった声が出ないように担当課のほうにも指導等さらに努めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

僕の聞いている声は、本当にごくごく一部だと思うので、やはり町としてもこういうごく一部の声を聞いて、もっとどういう問題か把握・調査していただくということはすごくいいことだと思ひまして。自分の中でこういう話が上がったとき、答弁いただきました、最初に答弁いただいた内容とかも見まして、このシステムを見たときに一つ勉強不足の部分もあるのですが、率直に客観的に感じたのは、指名競争入札という制度の指名選考の際、この委員会も含めて、何かオープンではない中で指名選考が行われているなど正直感じて、こういうのが業者の不満にも、事業者の方の不満にもつながっているのかなとは個人的でございますが、答弁いただいた資料とかそういう物を見ながらも感じた次第でございます。

入札手続の透明性を確保するため、指名審査委員会における議論は、例えば議事録に残し、情報公開の対象にすべきだと私は、そういう透明性というところでも思うのですが、どう思われるでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 現在の入札委員会につきましては、厚岸町競争入札委員会規定で審議は公開しないものとするということになっておりまして、委員自体も入札委員会において、データ、秘密をほかに漏らしてはならないとございます。それから、入札参加者指名基準というのがございますが、この中で経営内容等、それから法適正、技術的適正、地理的適正、義務的適正と、義務的適正というのは税をちゃんと納めているとか、そういうようなことになってきますが、そういう企業の、あまりありませんけれども、企業のそういう中の話という部分もございますので、そういうことについては、議員のお気持ちは察しますが、公開すべきではないのではないかと現在は考えております。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 副町長、丁寧な解説をありがとうございます。

確かに、今のルールでオープンではない理由もあるというのは理解しました。現行の、内部的な事情というのでも理解しました。

先ほど、今回この質問をさせていただいたのには二つ理由があるとお話させていただいた中で、今回質問に至った二つ目の理由というのは、自分が複数の住民に聞いた話によるとなのですが、町の工事を落札している事業者が厚岸町の大工、職人を使わずに建設工事を行っているのではないかとこの話を聞いたのが二つ目の質問した理由で、町としては中小企業育成のため、中小企業のため、住民のため、指名競争入札をしていると自分は解釈できたのですが、例えば仕事を請けて、町外のところに仕事を、例えば下請けでさせたり、違うところの従業員を使うと、町にとっては従業員から、使った人が収入があれば住民税など入ってくると思うのですが、そういうものもなく、例えば税金も含めて地域経済の発展と町民生活の向上という点ではつながらないと感じたのですが、どうお考えでしょうか、こういうことに関して。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

質問者の部分の下請けというところでございますが、確かにこの中小企業振興計画の中に下請け事業者を選定する場合は町内業者の優先に配慮するようということで、質問者の意図も十分理解いたします。ただ、やはりこのようにして人口が減っていきまると、各企業でもそれだけの人を確保できていないというのが現実ではなかろうかなと思います。そういった中では、工事も複数ありますし、そういった中では下請け業者となりますと、厚岸に限らず、やはり町外の業者にもお願いせざるを得ない。また、特殊な工事の部分もあったりするという部分もありますので、そういった中では、この町内業者を優先というのは当たり前かもしれませんが、やはり工事の内容によっては町外業者にもお願いしなければならないというところでございます。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 課長の言っていることもよく分かるので、みんな人がいて、中心部と違って

みたいに業者もいっぱいいてという状況でないのは、よそ者の自分でも大分厚岸町のことを理解してきまして分かるようにはなったのですが、そもそも指名競争入札、一般競争入札と、いろいろな町村でそういう問題というのも一時期いろいろなところが改革してきた話だと思うのですが、現時点でも総務省のホームページには指名競争入札という項目のところに長所と短所という項目がありまして、長所には一般競争入札に比して不良不的確業者を排除することができる、一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる、これが長所として書いておりまして、短所には指名される者が固定化する傾向がある、もう一つは談合が容易であるとの記載が総

務省のホームページにもございまして、あくまで自分の中でいろいろ調べたり、勉強させていただいた中での一般論としての考えなのですが、隣の釧路町にも電話で聞いてみたら、一般競争入札を導入されていると。町内の中小企業の受注の増大も図れるような、例えば一般競争入札の導入方法の検討や、今お話した問題点などを調査していただく、あと指名競争入札の際の業者選定の際の、先ほどいろいろな事情があるとは聞いたのですが、透明化などもご検討いただき、よりよい公共調達を厚岸町には行っていただきたいと思っております。

というところで。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

確かに一般競争入札というところも考えなくはありませんが、これが例えば人口が減ってきてまして、町内の企業が少なくなってきたということなのであれば、そういうような一般競争入札をせざるを得ない状況ということも考えられなくはありません。ただ、私どもも、先ほどちょっとお答えさえてもらいましたが、地元企業の受注の機会を増やすと、これが一番大事だと思っております。そういった中では、引き続き、指名競争入札をさせていただくのと、やはりこれは一般競争入札でも指名競争入札でも変わりはありませんが、やはり競争性、透明性、経済性、こちらに書いてあります参加指名基準を遵守しながら、この入札制度を進めていくということでございますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました8名の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 日程第5、議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価委員会委員であります、延原実氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き、同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく、提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目94番地。

氏名、延原実。

生年月日、昭和23年5月7日。

性別、男。

職業、無職。

次ページには、参考として、学歴、職歴を記載しております。

なお。任期は同法第423条第6項の規定により、3年間とされ、本年4月1日から令和7年3月31日までであります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第6、議案第23号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました、議案第23号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月地方自治法の改正により、公の施設管理は直営管理または指定管理のいずれかを選択肢し、管理・運営することとされたところであります。

厚岸町若齢牛育成センターの施設管理につきましては、平成19年3月の厚岸町議会第1回定例会において、厚岸町若齢牛育成センター条例を制定して、指定管理者制度を導入し、同定例会において、釧路太田農業協同組合を5年間指定管理者とする指定議決をいただき、当該施設の管理・運営を行ってまいりました。

その後、平成24年3月の厚岸町議会第1回定例会の指定議決により、引き続き5年間、また平成29年3月の厚岸町議会第1回定例会において、さらに5年間の指定管理者の指定議決を経て、釧路太田農業協同組合を指定管理者として、当該施設の管理・運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであります。

指定管理者の選定に当たっては、「厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」で、原則、公募によることと規定されておりますが、「厚岸町若齢牛育成センター」は、町内における酪農経営者の労働軽減と優良な後継牛を確保するとともに、農業経営の安定に寄与することを設置目的としており、釧路太田農業協同組合の哺育センターと連携強化させることで、一貫した飼育管理により良好な育成と経費の低減が図られるよう、哺育センターに隣接させて整備したものであることから、釧路太田農業協同組合に、引き続き、施設管理を担っていただくことが最善の方法と考え、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第6号の「本町が出資している法人又は公共団体もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思慮されるとき」の規定により、公募によらないで指定管理者の候補者を選定するため、同条第2項の規定により、釧路太田農業協同組合に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請について、令和4年2月1日、「厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査され、指定管理者として「適当」との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

内容であります。議案書の「記」以下について、読み上げさせていただきます。

- 1、公の施設の名称、厚岸町若齢牛育成センター。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町太田5の通り19番地1、釧路太田農業協同組合。
- 3、業務の範囲。
 - (1) 厚岸町若齢牛育成センター条例第4条各号に掲げる事業に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他町長が定める業務。

- 4、指定の期間。

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に「議案第23号、参考資料」として、「厚岸町若齢牛育成センター指定管理者基本協定書（案）」を配付しておりますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町若齢牛育成センター指定管理基本協定書（案）の12条の2項、上から5行目、管理業務水準を上回っているが、これを具体的に教えてください。

また、事業計画及び年度事業計画に基づき管理業務を行うと書いてありますけれども、この管理業務についても具体的に教えてください。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時40分再開

●議長（堀議員） 再開します。
水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 貴重な時間、申し訳ございません。

この管理業務水準を上回っている場合につきましては、この基本協定書の附属としまして、仕様書がついているわけですが、これらはあくまでも基本的な水準を示しているものでありまして、それぞれの年度事業計画書等が毎年出されてくるわけですが、これらを超える場合につきましては、仕様書以上を満たしているという場合については、そちらを優先するという記載のものでございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。

そうしたら、5 年間だけでも、毎年こういう事業でこういうことをやりますよという年度計画を前もって出すけれども、それ以上の、要するに計画ですから、計画を大幅に上回ったり、大幅に少なくなったりすると、管理業務とその金額相当部分も狂ってくるので、そこをきちんとしましょうということの意味だと思えばよろしいのですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） そうです。毎年、年度計画書をもって、町はこの施設の指定管理をお願いしておりますので、目的を達成できる事業が確実に展開されているか、それが確認できれば、その年度ごとの事業計画を優先するというものでございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 それと、第 8 条の（４）、今日は一般質問で音喜多議員の質問が自分も関連する事業でありますので、とてもいい質問したなと思って感動しました。管理物件の維持管理に関する業務というのが（４）にあります。この中で、適正な維持、それから壊れている物に関しては適正に処置をし、修理改善をするといったことが一つの物を長く使う、例えば何かが折れて飛びそうだと、台風や低気圧が来る前に、それをいち早く発見をして、応急処置をするということによって、とんでもない事件が起きないようにと

いうことも非常に適切な管理をすることによって損害を生じることを防げるということもあると思うのです。そういった物に関して、管理物件の管理に関する業務、これらについては台帳とか、そういう物はきちんとつくられて、台帳に記載されて、それで報告を受けるというようなことはちゃんとしているのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） この指定管理の申請に当たりまして、関係する書類それぞれあります。ちょっと、今示しているものとびたりと同じかどうかはあれですけども、当然その組織としての運営状況、それと釧路太田農業協同組合でありますから、業務報告書、その中には当然町の若齢牛育成センターを含めた、あとは農協の施設も実は全体的にあります。その哺育事業の中で、そういうものの報告というのは網羅されておりまして、それについては指定管理に当たりまして検討した内容としてきちんとあるということでございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 管理物件の維持管理、これらについて、総務産業常任委員会があります。機会あるときに、ぜひそういったものをお示しくくださいますようお願いをして終わります。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 他の案件のときでもよろしければ、その際までに整理してお示しさせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第 7、議案第 24 号 指定管理者の指定についてを議題といたします

す。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第24号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書8ページをお開きください。

先に審議いただきました「議案第23号 指定管理者の指定について」と同様に、平成24年度より「宮園鉄北地区集会所」の施設管理に導入した、地方自治法に基づく指定管理者制度を継続いたしたく本議案を提出するものであります。

「宮園鉄北地区集会所」の施設管理につきましては、平成24年3月の厚岸町議会第1回定例会において、指定管理者の指定議決を経て、宮園鉄北自治会を指定管理者として、当該施設の管理運営を行ってきました。その指定管理期間が、本年3月31日をもって満了となることから、引き続き、「宮園鉄北地区集会所」の施設管理を、厚岸町宮園鉄北地区集会所条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定に当たっては、「厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」では、原則、公募によることと規定されておりますが、当該施設については、協働のまちづくり事業の一つとして、地域住民が利用しやすい施設とするため、地元自治会により運営体制づくりを行い、建設した経過があります。手続条例第5条第1項第6号に規定する「公共的団体」への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらない指定管理者の候補者の選定とするため、同条第2項の規定により「宮園鉄北自治会」に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請について、令和4年2月1日、手続条例に定めるところの「厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査され、指定管理者として「適当」との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案書の「記」以下について、読み上げさせていただきます。

- 1、公の施設の名称、宮園鉄北地区集会所。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町宮園3丁目5番地、宮園鉄北自治会。
- 3、業務の範囲。
 - （1）厚岸町宮園鉄北地区集会所条例第3条各号に掲げる事業に関すること。
 - （2）条例第7条の利用の許可に関すること。
 - （3）施設及び設備の維持管理に関すること。
 - （4）その他町長が定める業務。
- 4、指定の期間。

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に「議案第24号、参考資料」として、「宮園鉄北地区集会所基本協定書（案）」を配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明ではありますが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご

審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5 番、南谷議員。

- 南谷議員 本協定書（案）の締結につきましては、賛成であります。何点かお尋ねをさせていただきます。

協定書（案）の第 5 条の（２）、１ ページなのですが、（２）に指定管理費、乙が行う管理業務の実施の対価として甲が乙に支払う費用となっています。これ、町が管理料を払いますよ、この金額について年額で幾ら払っているのかお尋ねをさせていただきます。

- 議長（堀議員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

令和 2 年度でございますが、支出ということで、24 万 1,873 円委託料として支払っております。

- 議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

- 南谷議員 これは算出根拠というのはどうなっているか。例えば、年間 15 万円とか、そういうことではないのですか。管理委託料だから、どういうものが根拠になって、今言われた 24 万 1,873 円になっているか。この根拠について。毎年同じなのかどうか、その辺について、もう少し詳しく説明してください。

それから、2 月 23 日、午後 6 時 40 分頃、宮園町町営住宅 M 5 号の 5 階から火災が発生しました。この火災によりまして、被災された皆様がたくさんおります。心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。現在でも 5 階の下の方々が、協定書の 6 ページの第 27 条の 2、甲は不可抗力が発生し、又は発生する恐れがある場合において、管理物件を住民の避難場所又は援助物資の保管場所として使用する必要があると認めたときは、これを拒むことができないと、このようにうたっているのです。今回の避難場所として活用されております。ここに基づいて実施されているのかなと私なりに判断をさせていただいたのです。現在も避難をされていると思うのですが、避難場所となっているのですけれども、布団とか、それから食事代、この辺については、この管理契約書に基づく、どのような処理をされているのか。町が負担しているのか、管理者が負担しているのか、この辺の実態について、どのくらいの金額で、どういうことで、管理契約に基づいて整理をされているのかなと。この辺について、もう少し詳しく説明してください。

- 議長（堀議員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） まず、委託料につきましては、光熱費と燃料費、通信費ということで、毎年変わってきてございます。あと、消耗品費もあります。あと、利用料もあるので、その年に支出して、翌年に前年の余っている余剰金を勘案しまして、翌年度として管理委託料ということで算出しております。

それと、23日の火災が起きた後に、集会所避難場所ということで開設したところがありますが、このときは7時20分頃、宮園鉄北自治会の協力を得まして、この27条に規定しております不可抗力、火災が発見して、その後管理物件を、宮園鉄北地区集会所を住民の避難場所として指定管理者の自治会と協議をして設置したところであります。町が設置したところであります。

それと、支援のほうなのですけれども、ここの管理協定の中での委託料の中には入ってございません。

この中で、管理委託料で支出はしておりませんが、町として布団とかいろいろな食事とか支援をしております。

- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 自治会の皆さんが管理委託を任されて管理をされておるわけでございますから、今のところ不都合とかはないと私は理解をしているのですけれども、管理していく上での、清掃も含めて、なかなか自治会活動も大変な時代でございます。今回の住民の皆さんに理解を得て、今後もしっかりアクセスをして、この協定書に基づいて、しっかりお互いが自治会と町と今回のような災害に対しても対処していただける、そういう部分ではお互いの連携をきちんと取っていかねばならないと思います。それぞれストレスが溜まらないように、しっかり連携を取って運営をしていっていただきたいと思いますがいかがですか。

- 議長（堀議員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

引き続き、指定管理者と緊密に連携をして、施設の管理運営に取り組んでまいりたいと思います。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第8、議案第25号 厚岸町個人情報保護条例及び厚岸町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第25号 厚岸町個人情報保護条例及び厚岸町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

このたびの条例改正は、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「デジタル社会形成整備法」第50条の規定により、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規律については、改正後の「個人情報の保護に関する法律」に定められることになり、「デジタル社会形成整備法」附則第2条において「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、同年10月29日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令」によりまして、当該法律の改廃が令和4年4月1日から施行されることとなりました。この改正に伴い、「厚岸町個人情報保護条例」及び「厚岸町特定個人情報保護条例」の規定中、引用している法律の題名及び条項番号を改正する必要性が生じたため、本条例を制定するものであります。

また、このたびの改正は、改正理由及び改正内容が共通することから二つの条例を一つの一部改正条例とし、2条建ての構成で、第1条が「厚岸町個人情報保護条例の一部改正」、第2条が「厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正」として改めるものであります。

なお、改正内容の説明については、議案書により行わせていただきますが、別に「議案第25号説明資料の新旧対照表」及び「議案第25号参考資料の法律の抜粋」を配付しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、議案書9ページをご覧ください。

第1条は、厚岸町個人情報保護条例の一部改正であります。

本条例の定義を規定している第2条の改正は、独立行政法人等の定義について、改正後の「個人情報の保護に関する法律」第2条第9項に新たに規定されたことに伴い、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されるため、規定中、引用している法律の題名及び条項番号を改めるものであります。

第2条は、厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正であります。

保有特定個人情報の開示義務について規定している第13条の改正は、第1条の「厚岸町個人情報保護条例の一部改正」と同様、規定中、引用している法律の題名及び条項番

号を改めるものであります。

続いて、附則であります。

この条例の施行日を「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令」における本条例の改正部分に係る施行日に合わせ、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第9、議案第26号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第26号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

人事院は、昨年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員における、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めることと、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行いました。

内閣は、このうち、国家公務員の非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和と、全ての国家公務員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認や勤務環境の整備に関する措置を講じるとする内容について、本年4月1日施行で、必要な人事院規則の改正を行うこととしております。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、地方公務員法第

24条第4項の規定により、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められております。

このたびの「厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、この地方公務員法の趣旨に従い、国家公務員に合わせて、本町の非常勤職員である会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和と、全ての職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための必要な措置を講じるため制定するものであります。

続きまして、改正条文の説明をいたします。

条例の改正内容については、別に配付しております、議案第26号説明資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、第2条第4号の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止すること並びにそれに伴う繰上及び略称規定の整理であります。

次に、第17条第2号の改正は、非常勤職員の育児休業に係る部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するものであります。

次に、新たに加える第21条は、職員が育児休業を取得しやすい勤務の整備に関する措置として、任命権者に「妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認」を義務づける規定であります。

具体的には、「職員から、職員本人又はその配偶者の妊娠、出産等についての申し出があったときに、その職員に対して、「育児休業に関する制度」、「育児休業の手続方法」、「育児休業手当金の内容」、「育児休業期間中の給与や社会保険料の取扱い」などを知らせなければならないこと」と、「その職員の育児休業の意向を確認するために面談をしたり書面などで確認しなければならないこと」と、「職員が妊娠、出産等の申出をしたことを理由として、その職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこと」について、任命権者に義務づけるものであります。

次に、新たに加える第22条は、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、任命権者に「研修実施、相談体制整備等の勤務環境の整備」を義務づける規定であります。

具体的には、「職員に対して育児休業に関する研修を実施すること」、「育児休業に関する相談体制を整備すること」、「その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じること」を任命権者に義務づけるものであります。

次に、現行の第21条の改正は、新たに第21条及び第22条を加えることに伴い、条を繰り下げ、第23条とするものであります。

続いて、この条例の附則であります。

議案書の12ページをご覧ください。

附則は、この条例の施行期日で、この条例は令和4年4月1日から施行するとするものであります。

なお、この改正の内容については、令和4年1月19日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年1月27日付け文書により、合意する旨の回答を得てい

るところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5 番、南谷議員。

●南谷議員 12ページです。第22条、（１）から（３）まであります。この（１）職員に対する育児休業に係る研修の実施、どのような研修を実施されていくのか。それから、（２）育児休業に関する相談の体制の整備、具体的にどんな相談体制を構築されるのか。窓口とか総務でやると思うのですけれども、文書では分かるのです。もう少し具体的に説明してください。それから3番目、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置、これについても見たら分かるのですけれども、何をどうするのか、もう少し説明してください。この3点について、お尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

まず、（１）の部分ですが、どのような研修を実施するのかということですが、育児休業に関するその説明のような文書、説明するものをつくっておりますので、それを用いて個別に担当係のほうでそれぞれ該当する職員に対して説明する、それを研修とするということにしております。

それと相談体制であります。こちらは育児休業に関する制度ですとか、そういうところがありますので、それは担当係のほうで受け付けるというような対応でしていくことを考えております。

その他でありますけれども、その他も担当係で受け付けることなのですから、（１）、（２）に該当しないような部分、ちょっと具体的にとなりますとどのようなことというのがあるのですけれども、そのときそのときのケースがいろいろあると思いますので、疑問に思うこと、そういうことだったり、勤務環境の整備ですので、ちょっと具体的にはないのですけれども、その職員によっては変わってきますので、そこら辺をこのその他の中で対応できればと考えております。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 今回、改正になっているのですけれども、厚岸町の町の姿勢として、町側は職員の皆さんに十分やっているだろうと、職員組合のほうはまだまだだと、相反する立場でございますから、その辺の差違というのは私はあると思うのです。他の町村から見て、自分の評価というのですか、育児休業等も含めて、厚岸町の体制というのは職員に対してどうなのでしょう。今回改正に至るのですけれども、今までの従来の体制と今回の改正によって新たにまた大きく変わるのですか、同じなのでしょう、どうなので

しょうか。その辺についての考え方をお聞きいたします。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） どの市町村も同じように進めているわけですので、特に厚岸町だけがよくなるとかということではありませんが、担当としては少しでも分かりやすいように、この休業制度というものを分かりやすいような説明する資料等、そちらを担当のほうでつくって配付しておりますので、そこら辺は担当としては努力していると思っております。

（「今回の改正で大きく変わるのかどうなのか」の声あり）

●総務課長（布施課長） すみません。

今回の改正では取得する人は、先ほどから言っておりますけれども、会計年度任用職員等も育児休業を取得することができるという……。

（発言する者あり）

●総務課長（布施課長） 対応を、そういう研修等を今までは明確なものではなかったのですけれども、それはそれで担当ではやっていたのですけれども、そういうことをもうちょっとしっかりとやるようにということで、こういう条例で指定するということです、大きくは変わらないのですけれども、そこら辺はこれからもしっかりやっていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

3 番、室崎議員。

●室崎議員 今回のこの条例の改正を見させていただいて、非常に大きな条文が入ったと思うのです。南谷議員もそこを聞いたのだと思うのだけれども、何か答弁のほう全然そのところに触れないで終わっているのを改めてお聞きしますが、この22条の3、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する処置というのが入ったのです。これ、新しく入ったのです。恐らく法律に基づいた例文が来ていて、それで入れたのかなと。そうでなければ、あんな答弁にはならないだろうと思うのですが、育児休業、産休も含めてですが、これが非常に形の上では明記されているし、どうぞどうぞということになっているのだけれども、実際には厚岸の役場を含めて非常に取りづらいという話は聞いております。それは、一つの仕事を一課一係でもって3人でやっていたとする。そのうちの一人が産休なり育児休業を取らなければならなくなると、あとの二人でやらなければならなくなる。非常に負担をかける。それでぎりぎり取れないという話は、これは厚岸に限ったことではない、民間でもどこでも聞く話です。

それで、そういう場合に人的な支援、前は臨時と言いましたけれども、今は違う言い

方をするのでしようけれども、そういういわゆるマンパワーの補強、それをしなければ、この休業に係る勤務環境の整備とは言えないのです。それを今回厚岸町はやるのだということがこの条例によって示されたと解釈してよろしいですね。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚町長） 今、ご質問にありました産休に入った場合の職員の体制についてでございますが、過去にはそういうご質問者おっしゃられることがあったと存じますが、近年産休に入られる職員は全てではございませんが、極力、昔でいう臨時職員、今でいう会計年度任用職員の対応ではなく、正職員で対応するようには気をつけて、極力育児休暇等を取りやすい環境づくりを行ってきております。ただ、どうしても専門職等で確保できない場合については、会計年度任用職員でやむを得なく対処させていただいている部分もございますが、今回3号のその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置というのが入りましたので、これまでよりもさらに育児休業等取りやすい環境づくりには努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 くどくて悪いのですけれども、産休も育休も私一緒にして話しています。同じようなものだから。

それで、今までも、従来もずっと、なるべく取らないでくれなんて言ったことはないのです。どうぞ取りなさい、どうぞ取りなさいと言っている。だけれども、現実にはなかなか取れない。私が取ってしまうと言うと、かくかくしかじかの理由で周りの人に迷惑かけてしまうと。こういう話はよく聞いているのです。そういう声をなくしていきたいと、そんなことはないようにしていきたいということは、これからちゃんとやっていきますよと、少なくともこの条文があるわけで、産休についてはそういう条文があるかどうかちょっと私ほかの条例見ていないのだけれども、育休に関してもそういうことはないようにする、いわば責務というか義務というか、それを町は負ったのですという決意の表明でもあると、そのように解釈してよろしいですね。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚町長） 先ほども申し上げさせていただきましたが、極力取りやすい環境づくりというのは、管理職研修等でも行っておりますし、この条文が明確化されたことで、条例ですから当然その責務を負いますので、努力してまいりたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第10、議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

議案第27号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

このたびの改正は、令和4年1月17日に北海道から示された令和4年度の「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に、厚岸町国民健康保険税条例の保険税率等の改正するものと、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」において、「地方税法」及び「地方税法施行令」が改正され、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる未就学児がいる場合、当該納税義務者に対して課する保険税のうち、未就学児に係る被保険者均等割額を5割減額する改正が本年4月1日から施行されるため、厚岸町国民健康保険においても同様の減額措置を講じるため、所要の規定を整備するほか、規定中の字句を整理するため、本条例を制定するものであります。

改正に内容につきましては、別に配付しています「議案第27号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表」により行わせていただきますが、併せて「議案第27号参考資料①国民健康保険税率の改正（案）について」、「議案第27号参考資料②未就学児に係る均等割軽減について」及び「議案第27号参考資料③関係法令の抜粋及び用語の説明」を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条第1項の改正は、規定を明確化するため、見出しの字句を整理するものと、基礎課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の8.69」を「100分の9.1

1」に改めるものであります。

第5条の改正は、規定を明確化するため、見出しの字句を整理するものと、基礎課税額における均等割額を「2万8,000円」から「2万9,000円」に改めるものであります。

第5条の2の改正は、規定を明確化するため、見出しの字句を整理するものと、第21条に1項を追加したことに伴う引用条項番号の整理であります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の2.53」を「100分の2.58」に改めるものであります。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率について「100分の1.83」を「100分の1.85」に改めるものであります。

なお、現行税率の税額は、約3億5,039万5,000円で、改正案税率での税額では、約3億6,065万円で、比較しますと町全体で約1,025万5,000円が増額となります。

2ページをご覧ください。

第13条の改正は、第21条に1項を追加したことに伴う字句の整理であります。

第21条は、保険税の減額に関する規定で、第1号は「7割軽減」、第2号は「5割軽減」、第3号は「2割軽減」に該当する場合に、それぞれ減額をする額を定めております。

同条第1号の改正は、地方税法の改正に伴う引用条項番号の整理のほか、規定を明確化するため、字句の整理をするものと、基礎課税額に係る被保険者均等割額を「1万9,600円」から「2万300円」に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

同条第2号の改正は、第1号の改正と同様に、引用条項番号の整理のほか、規定を明確化するため、字句を整理するものと、基礎課税額に係る被保険者均等割額を「1万4,000円」から「1万4,500円」に改めるものであります。

同条第3号の改正は、第1号及び第2号の改正と同様に、引用条項番号の整理のほか、規定を明確化するため、字句を整理するものと、基礎課税額に係る被保険者均等割額を「5,600円」から「5,800円」に改めるものであります。

4ページをご覧ください。

新たに追加する同条第2項は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に未就学児がいる場合の当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額から減額する額について定めるもので、同項第1号では、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額をアでは、7割軽減世帯の場合、未就学児一人につき4,350円を、イでは、5割軽減世帯の場合、未就学児一人につき7,250円を、ウでは、2割軽減世帯の場合、未就学児一人につき1万1,600円を、エのアからウまでに該当しない世帯、いわゆる軽減なし世帯の場合、未就学児一人につき1万4,500円とするものであります。

同項第2号では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する額をアでは、7割軽減世帯の場合、未就学児一人につき1,200円を、イでは、5割軽減世帯の場合、未就学児一人につき2,000円を、ウでは、2割軽減世帯の場合、未就学児一人につき3,200円を、エの軽減なし世帯の場合は、未就学児一人につき4,000円とするものであります。

この軽減の対象者となる未就学児は、1月末現在の見込みで、7割軽減15人、5割軽減8人、2割軽減15人、軽減なし46人の合計84人となっており、軽減額の合計は約123万円となっております。

なお、「議案第27号参考資料②」の2ページ上段に軽減全体のイメージ図を記載しておりますので、参考としてください。

第21条の2の改正は、地方税法の改正に伴う引用条項番号の整理と、規定を明確化するため、字句を整理するものであります。

5ページをご覧ください。

附則第2項の改正は、本則中第5条の2の改正と同様に、第21条に1項を追加したことに伴う引用条項番号の整理と、地方税法の改正に伴う引用条項番号の整理であります。

附則第3項から（9ページにわたり）附則第13項までの改正は、附則第2項の改正と同様に、引用条項番号を整理するものであります。

議案書15ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は、この条例の「施行期日」で、保険税率の改正に関する規定及び国民健康保険税の納税義務者の属する世帯の未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額に関する規定については、令和4年4月1日から施行するとするものであります。

なお、ただし書きに規定する、規定中の字句を整理する改正規定については、公布の日から施行するとするものであります。

第2項は、「適用区分」で、全項ただし書きに規定する改正規定を除く、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第11、議案第28号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第28号 厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

本条例は、道路法の規定に基づき、町が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法について定めておりますが、このたびの改正は、「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」により、「道路法施行令の一部を改正する政令」が令和3年9月25日から施行され、道路法に規定される道路占有許可物件として、「津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」に加え、近年、頻発・激甚化する豪雨災害を踏まえ、「洪水又は高潮からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」が新たに規定されました。

このため当該施行令を参酌し道路占用料を規定している本条例において同様の改正を行うものとし、併せて現行の同施設の占用料の算出方法の明確化を図るため本条例を制定するものであります。

次に、改正内容につきましては、別に配付の「厚岸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表」により、ご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。別表であります。「占有物件」の欄をご覧ください。

現行の規定では、「津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」としてありますが、「洪水、高潮」を加え、「洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」に改正しようとするものであります。

次に「占有料」の欄ですが、現行では、「近傍類似の土地に0.033を乗じて得た額」としてありますが、近傍類似の土地の次に「時価」を加え、国の基準と同様にするものであります。

次に、議案書16ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第12、議案第29号 厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第29号 厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例は、町内の公共下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造もしくは既設の排水設備を改造する者に対する資金の貸付けについて、町が利子相当額の全額を負担し、水洗便所及び排水設備の普及促進を図ることを目的に、厚岸町公共下水道が供用開始された平成8年度に制定した制度であります。制度創設から25年が経過し、資材価格や労務単価の変動により、水洗化等改造工事に係る費用と貸付限度額に差が生じ、目的達成に十分な効果が得られない状況にあります。

このため、現在的水洗化等改造工事に係る費用に見合うよう、改造工事に応じた貸付金の細分化と限度額の設定及びその他償還方法を見直すものと、併せて規定中の字句整理をするため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容については、別に配付しております「議案第29号説明資料の新旧対照表」により行わせていただきますが、併せて改正内容の概要を「議案第29号参考資料」として配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条の改正は、規定中の、不要な略称規定を削るものと、字句の整理をするものであります。

第2条の改正は、見出し中の字句の整理。

第3条の改正は、規定中の字句の整理であります。

第4条の改正は、各号列記以外の部分は、略称規定の追加と字句の整理で、第1号は、水洗化改造工事に係る貸付金の額、便所1基につき「43万2,000円」以内を「37万2,000円」以内に。

第2号は、排水設備改造工事に係る貸付金の額、1戸につき「16万8,000円」以内を「49万2,000円」以内に。

第3号は、水洗化改造工事及び排水設備改造工事を同時に行う場合、便所1基を改造する場合は、「60万円」以内を「86万4,000円」以内に、便所2基を改造する場合は、

「103万2,000円」以内を「123万6,000円」以内に改めるものであります。

新たに設ける第4号は、既に浄化槽により、生活雑排水やし尿の排水処理を行っている場合において、これを廃止し、公共下水道に流入しようとする場合、接続切替えに伴い浄化槽の撤去や埋め戻しなどに費用がかかることから、既設の浄化槽を廃止する排水設備改造工事に係る貸付金の額、1戸につき66万円以内とする規定を整備するものであります。

1 ページ下段から2 ページにわたり、第5条の改正は、第1号は字句の整理。

第2号及び第3号の規定は、資金貸付条例について、現行では、償還期間を工事ごとに規定し、それぞれの償還方法を1万2,000円の月賦償還としていたものを、貸付け金を受けた方の償還時の負担を軽減するため、工事内容に関わらず、資金交付の月の翌月から起算して72月以内の元金均等の月賦償還とし、毎月の償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を最初の償還月に加算するとするもので、第4号は字句の整理をするものであります。

第6条の改正は、規定中の字句の整理。

第7条と第8条の改正は、見出し及び規定中の字句の整理。

第9条と第11条の改正は、規定中の字句の整理をするものであります。

3 ページをご覧ください。

第12条の改正は、見出し及び規定中の字句の整理。

第14条の改正は、規定中の字句の整理をするものであります。

議案書18ページをご覧ください。

附則であります。

第1項は、この条例の施行期日で、令和4年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置で、この条例による改正後の厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日以後に資金の貸付けの申請をした者から適用し、同日前に資金の貸付けの申請をした者については、なお従前の例によるものであります。

なお、改正後に水洗便所1基と排水設備の改造工事を同時に行った者に対し、限度額である86万4,000円の貸付けを行った場合として試算すると、町が負担する利子相当額については、1件当たり約5万5,000円の増となる見込みでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5 番、南谷議員。

●南谷議員 新年度予算でも、この水洗化工事、予算大きくなっています。そういう意味では、今回新たに水洗化、最近進んでいないのです、正直言って、数字伸びていません。そういう意味では、担当課として、このように金額の伸び、さらには限度もある程度大きくして水洗化に努めていただくように推奨するということは、大変私はいいことだと思うのです。その上でお尋ねをさせていただくのですが、もう既にやっている人も

いるのです。ですけれども、まずこれからやろうと思っている人、こういういい制度ができましたよということで町報か何かできっと告知をされると思うのです。それから、業者のほう、業者もやはり営業されると思うのですけれども、今回町でこのように制度改正になったと、だから財源の問題についても業者もやはり知っているほうが営業する上ではいいと思うので、この辺の業者に通知というのはどのようにされるのですか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えさせていただきます。

この条例の提案の審議の後、決定後、議決していただいた後、各排水設備指定店、あと I P 告知端末、それと併せ、4月号の広報にも周知予定でございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 令和3年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩します。

午後2時49分休憩

午後4時44分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時45分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年3月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員